一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十三年八月七日農林水産省告示第千二十七号
二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十一年十月十九日農林水産省告示第千三百十八号（三に係るものに限る。）
二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県奥州市胆沢区若柳字嶽山二の一三一、二の一三二、気仙郡住田町世田米字上城一四一の一二、一四二の二から一四二の五まで、字城内八七の一、八八の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁並びに奥州市役所及び住田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県曽於市末吉町岩崎字稲荷山四八八二の二、四八八三の二、字後家行五〇一三の三、五〇一三の四、五〇一四の二、五〇一四の三、五〇一五の二、五〇一六の二、字有持五〇四〇の二、末吉町深川字亀ヶ尾ノ頭四五七八の五、四五七八の八、字国原ノ前四六四一の三、四六四一の四、字田ノ神ノ上四九〇九の三、四九〇九の四、四九一三の二、財部町北俣字下ナラ谷六〇八九の一、六〇八九の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県曽於市大隅町坂元字松尾一三五五の六、一三五五の七、一三五八の一、一三五八の五から一三五八の一〇まで、一三五八の一三、一三五八の一四、字向井園四一四二の七、四一四二の八、四一四三の二、四一四三の四、四一四四、四一四五の二、四一四五の三、大隅町須田木字川路山八五〇の二、八五一、八八〇の一、八八八、八八九の一、八八九の三、八九一の一、九〇三の三、大隅町月野字藤ヶ嶺六五〇九の二、六五一九の二、六五二一の一、六五二三の一、六五二四の一、六五二五から六五二七まで、六五二八の二、六五二九の二、六五三〇の二、六五三一、字中良迫八九九一の二、八九九四の二、八九九六の二、字高松九〇〇〇の一、九〇〇二の二、字高松尻九三九二の一から九三九二の五まで、九三九三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県志布志市有明町伊崎田字名頭用八六〇一の一、有明町野井倉字草場三〇の一、三〇の二、三〇の四から三〇の一一まで、松山町尾野見字大野一三七八の二一、一三七八の二二、一三七九の三、字大段二一一六の二、二一一七の二、字船ヶ段二二八〇の二、二二八〇の二、松山町新橋字榎田一三八四の一、一三八五の一、一三八六の五、一三九一の一、一三九一の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿児島県鹿屋市輝北町成字ツルカケ段九五八の九、九五八の一二、九五八の一三、九五九の一・九五九の二・九六〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九六二の二、九六七の二、九六八、九六九の三、九八五の一五、字渡ヶ迫一〇三七の二（次の図に示す部分に限る。）、一〇三七の三、一〇三九の二、一〇四〇の二、一〇四一の一、一〇四二の一、一〇四二の二、字オワキノウシロ一六二二、一六二二の一、字座主山野二一九四、輝北町上百引字歌丸八五一の二、八五二の三、字段八七六の一、四五八六〇の二、字エラカウト四五八六の一、四五八六の三、四五八六の四、四六一四の二、字ツル掛五五三八の四、五五四二の二、輝北町下百引字樋口迫二七〇三の二、字樋口二七四五の一から二七四五の三まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備